◎新潟県告示第1253号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第７条第１項の規定により、長岡市に係る長岡農業振興地域（平成23年12月新潟県告示第1478号）及び川口農業振興地域（平成11年４月新潟県告示第613号）の区域を次のとおり変更する。

平成24年10月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　変更した地域の名称

長岡農業振興地域

２　区域

長岡市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第２条第３号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び長岡地域振興局農林振興部で縦覧する。

３　変更年月日

平成24年10月19日